

ぼくのかんがえたさいきょうのちよさくけんせいど

2016年3月22日at明治大学著作権シンポ

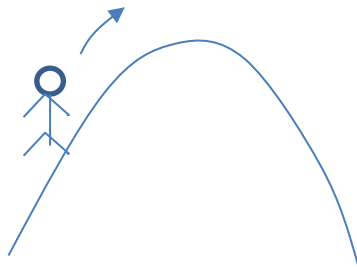
慶応大学経済学部

田中辰雄

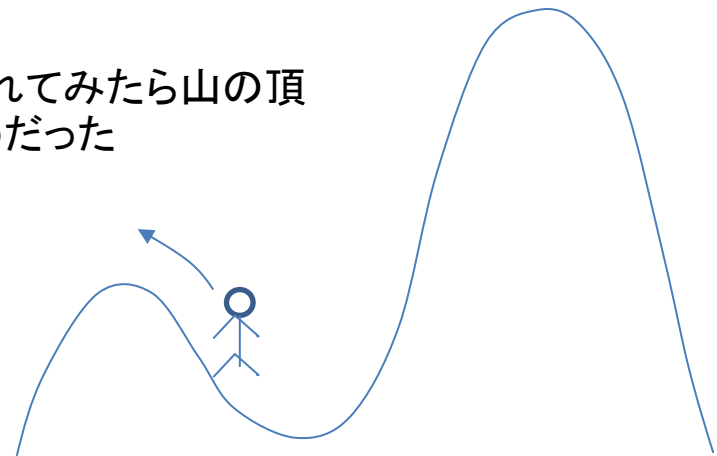
なぜ理想の著作権制度を考えるのか？

- 制度変更は既存制度の漸進的改善で進む
 - 現実的。歴史は飛躍せず。
- しかし、**客観条件の大きな変化**があると、漸進的変化は行き止まり(局所最適)に入る恐れがある。
 - 例: 保護期間延長、非親告罪化、誘因付登録制度提案、集中管理団体

霧の中を山登りする



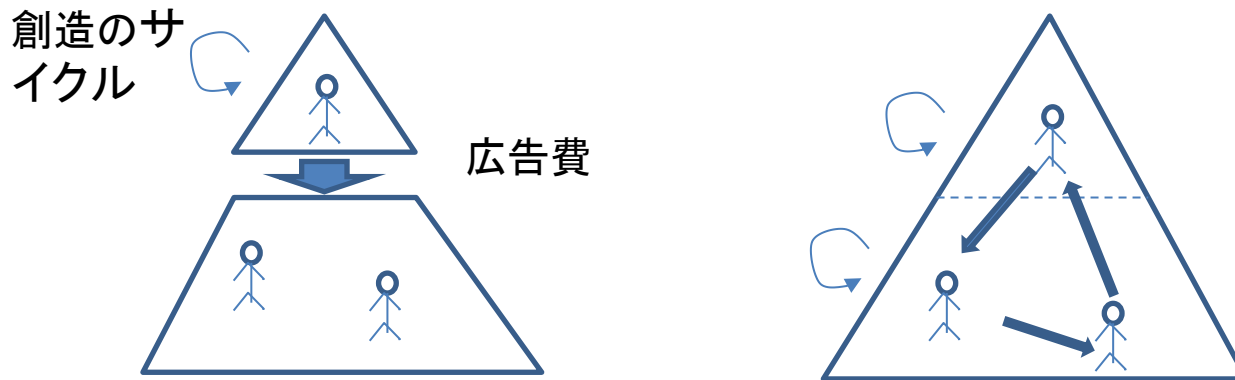
霧が晴れてみたら山の頂は向こうだった



- 白紙の状態では理想の著作権制度を考えてみることも無意味ではないだろう。
 - 経済学での完全競争均衡。理想状態を考え、現実をそこからの距離で測る。
 - 著作権法には目的がある→目的があるなら最適点を考えることができる。
 - 理想といっても一意ではない→財産権の視点からの一案

客観条件の変化: デジタル化とネットワーク化で全国民が創作者になった

- そもそも著作物は情報財で限界費用ゼロで生産できる。
 - すなわち共有可能。かつ共有することで新たな創造ができる(創造のサイクル)。したがって事後的には価格ゼロで共有するのが最適
 - しかし価格ゼロでは創作する経済的誘因が無い。そこで著作権で排他権を設定
- 許諾権としての著作権は情報財をモノに擬した“擬制”。この擬制が機能したのは著作物が媒体(CD,DVDなど)に体化していたから
- 体化していると生産・流通・広告にコストがかかるので、創作はプロのみ
 - 創造のサイクルはプロ同士の契約で解決、広告費回収のために無許諾コピーは厳禁

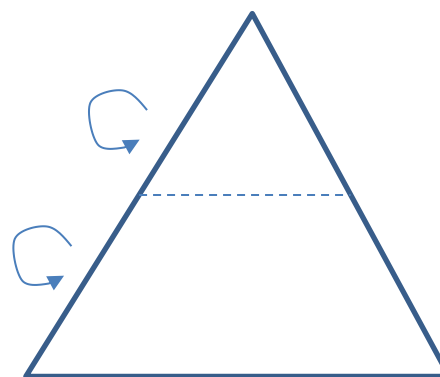
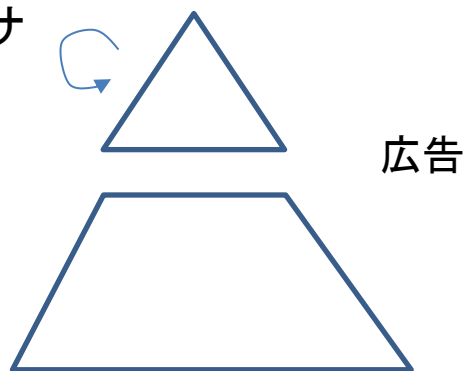


デジタル化とネットワーク化で情報財がモノから離れる→生産・流通・広告コストの劇的な低下→誰でも創作者の時代に

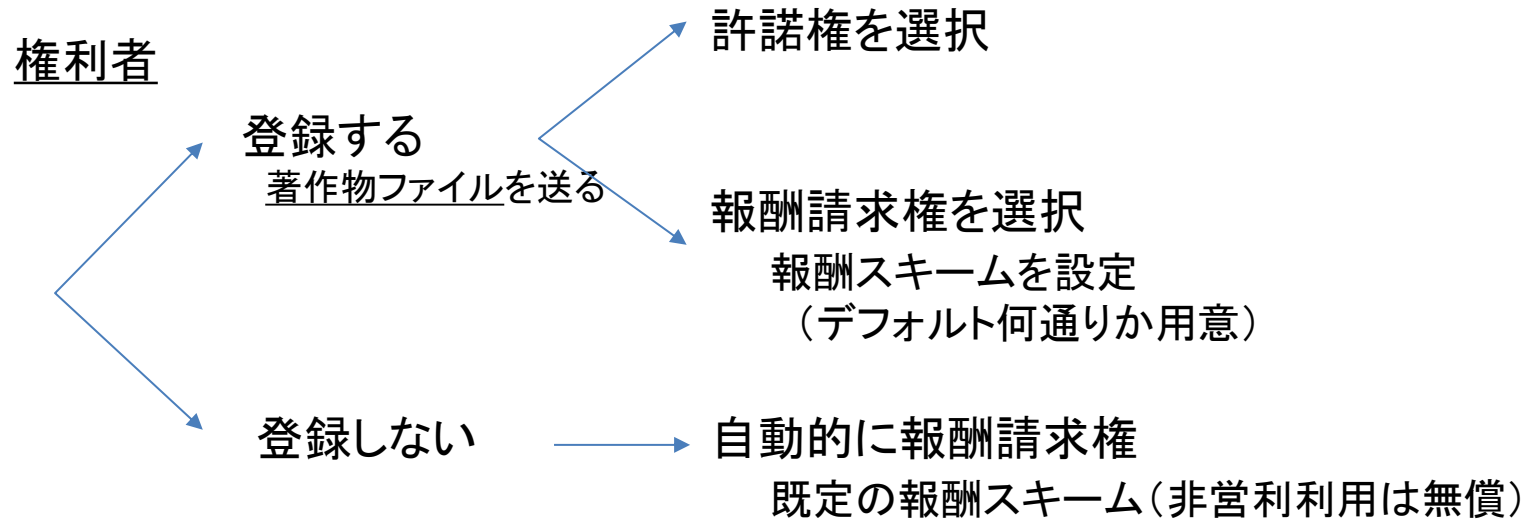
全国民が創作者になったがゆえに生じた著作権法上の問題

- 創造のサイクルが取引費用が高すぎてまわらない
 - プロ同士ではないので契約ベースでは実現できない。
 - マンガの写真トレス、自作動画のBGM、二次創作、コラージュ、MAD。
 - 違法を承知で強行するか、あるいは創作をあきらめる。
- 広告のための「無許諾コピーの意図的容認」ができない
 - 無許諾コピーには広告効果がある。知名度があがり、次の作品の売上は上がる。
 - プロの場合は売上減の被害がありうるが、アマチュアの場合は被害より利益が大きい。
 - しかし、著作権はデフォルトで許諾権なので、意図的に無許諾利用を許す事が難しい。

創造のサ
イクル



方式主義:著作権取引所 その1権利者



- 作品を登録するとき著作物のファイルを送り、許諾権か報酬請求権かを選ぶ。
 - 許諾権を選ぶと現状と同じ(注:旬の商業作品はおそらくすべて許諾権になる)
 - 報酬請求権を選ぶと報酬スキームを設定する(デフォルトから選択できるようにする)。決済口座を登録
- 登録しないと自動的に報酬請求権になる。
 - そのときの報酬スキームは取引所が定める。非営利の利用は無償とする。
- 登録料と更新料がかかる。更新しないと未登録になる。
- →登録しないと許諾権が得られないので、一種の方式主義となる

方式主義: 著作権取引所 その2利用者取引所

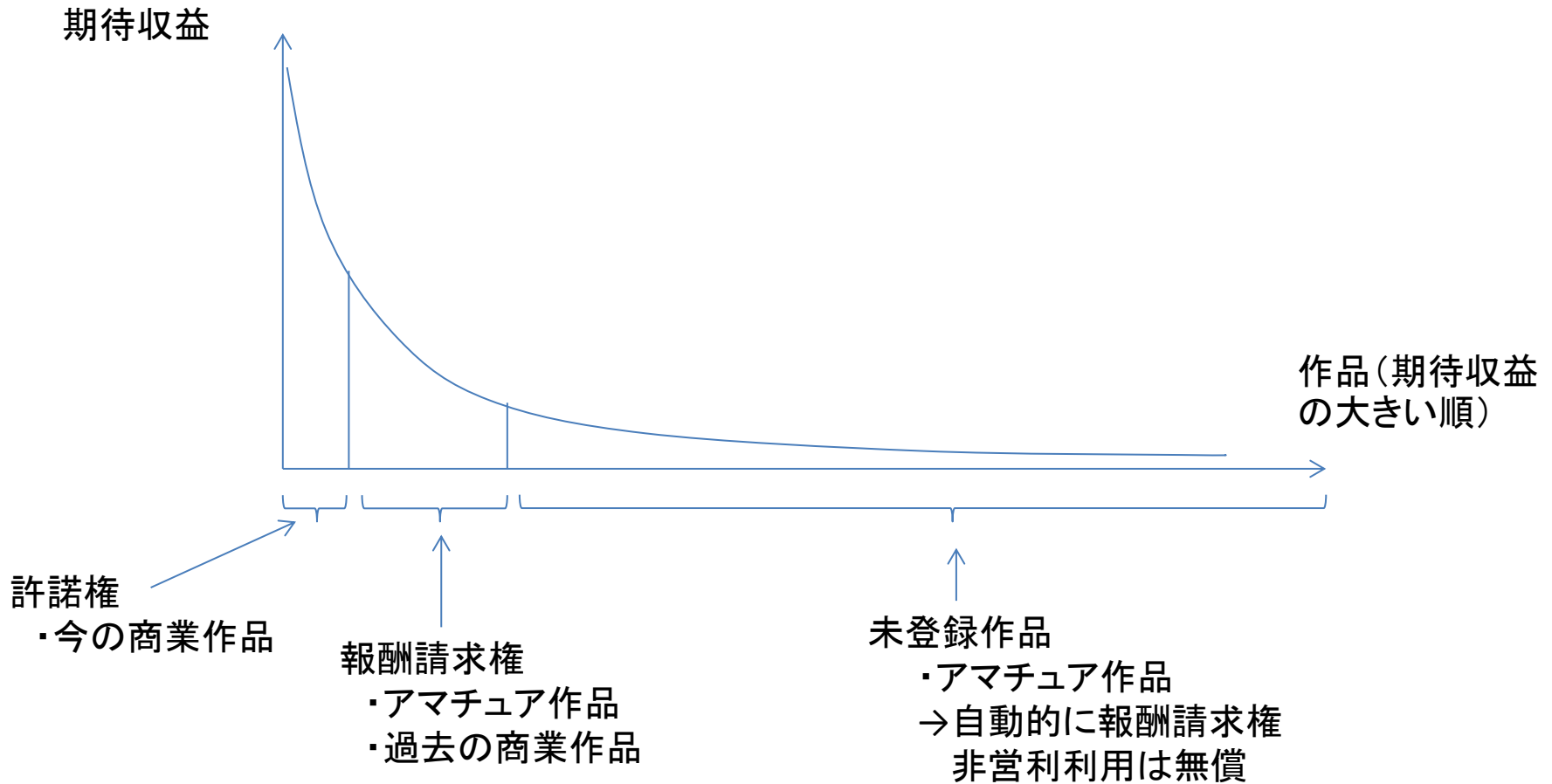
利用者

- 使いたい作品を取引所でサーチする(クリック&ドラッグ)
- 見つかったとき→許諾権なら権利者に許諾を求める(ここからは従来と同じ)。報酬請求権なら報酬を取引所に払って利用
- 見つからなかった時→既定の供託金を取引所に払い利用する(非営利ならゼロでよい)。サーチ記録は保存される

取引所

- 登録された著作物ファイルをインデックス化してサーチサービスを提供
- 検索した作品が報酬請求権の場合、決済を代行し、支払証明書を発行
 - クリックだけで決済できるようにする。
- 検索した作品が未登録の時は、営利利用の時は供託金を受け取って、支払い証明書を発行。非営利利用のときは検索記録を出す。作品を登録する。
- 未登録の作品の権利者から「それは私のものだ」と請求があったとき、本人確認の審査のうえで供託金を支払う

予想される利用実態



- ・ 今売り出し中の商業作品はすべて許諾権を選択する→従来通り
- ・ アマチュアでの人気作品は登録して報酬請求権を選択する。過去の商業作品の一定割合は報酬請求権を選択
- ・ アマチュアの一般作品はほとんどが未登録になる

方式主義による著作権取引所の利点

創造のサイクル

- 報酬請求権の作品が増え、かつ取引所で一括決済できるので取引費用が劇的に下がり、再創造が盛んになる。特にアマチュア作家は未登録作品を無償で利用できる。
- 商業作品の側も、アマチュアの作品を安く利用できる。アマチュア作家にとっては使ってもらえれば名誉なことステップアップのきっかけになる。
- 孤児著作物問題は発生しない。

広告効果

- アマチュア作家は自身の作品が報酬請求権で利用されることで、人気を把握でき、プロへの道が開ける。未登録で利用者が増える→登録して報酬請求権へ→許諾権へとステップアップする。商業出版社から見ると、は有力な新人の発掘ができる
- プロ作家あるいは企業は売れなくなってお蔵になった過去作品を報酬請求権化しておく、わずかでも収入が得られる。さらに再び人気が出たときにそれがわかるので再利用できる。

制度改革の必要性その1

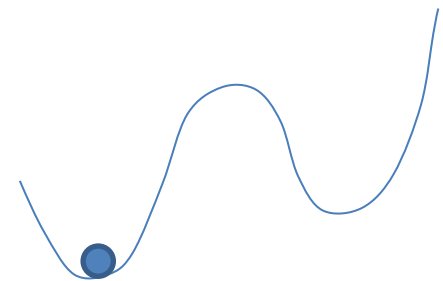
クリエイター個人が宣言すればよいだけではないか？

報酬請求権あるいは無償利用がそんなに利益を生むならクリエイターが自分で無許諾利用OKと宣言すればよいではないか？ たとえばクリエイティブコモンズ



否、個人の行動では変化しない

- 創造のサイクルの利益は自分ではなく他者にもたらされるので、宣言する誘因はない。いわば囚人のディレンマ状況。
- 広告効果についても、無名の作家はフリー宣言しても誰もそのことを知らない。ゆえに効果が無い。
 - 「皆が報酬請求権で、皆がアマチュア作家の作品を探す」というのと、「皆が許諾権で誰もアマチュア作家の作品を探さない」はどちらも均衡になる。複数均衡。
- ゆえに新しい均衡に移るためには制度の強制力が必要である。
 - クリエイティブコモンズの理想が実現しないのは、人々が愚かだからではないし、その理想が間違っているからでもない。個人の合理的行動の当然の帰結。しかしそれは社会的最適点ではない。



制度改革の必要性その2

民間組織でできるのではないか？

事実上の報酬請求権化を実現している組織はすでにある。

JASRAC: 権利者より信託されてカラオケ・実演・放送などから報酬を得て分配

YouTube: アップされた音楽ファイルについて削除かCM料受取かを選択できる。



民間に任せるべきではない3つの理由

- (1) 権利者団体ができているのは音楽だけ
 - 音楽は特殊な事情があって網羅的な団体ができやすい。画像等では期待できない。
- (2) 権利者団体は公的利益を代表しない。
 - 著作権制度は本来は公的利益を最大化すべきだがそうならない。
 - たとえば、喫茶店で音楽を流す事は国民のためあるいは音楽文化のためには望ましかったかもしれない。しかし権利者団体は原理的にそれを認めることができない。
- (3) 民間組織は独占になり、独占の弊害が出る。
 - JASRAC、当初はボーカロイド作家が登録しようとしなかった(→部分信託で解決)
 - YouTubeRedの条件が過酷。楽曲すべて提供、分配率55%、参加しないとPV削除

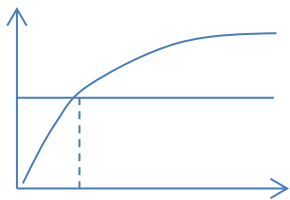
実現可能性・整合性

- 1)ベルヌ条約に違反しないのか？
 - →国内作品についてだけ方式主義をとれるという解釈が可能
- 2)取引所制度のひな型はあるのか？
 - →英国の著作権ハブ、韓国の著作権取引所(ただし無方式主義のまま)
- 3)システムとして維持可能か(コスト面)
 - →更新料があるので著作物が爆発することはない。
 - →決済は登録された報酬請求権だけなのでシステム負荷は少ない
- 4)人格権との関係
 - →報酬請求権のもとでも人格権に基づく差し止めは可能とする。
 - 氏名表示・改変・作品を貶める利用は差し止められる(裁判所で客観的に判断)
- 5)報酬請求権のエンフォースメント
 - →重犯者への懲罰的請求、刑事罰で対処
- 6)権利制限(フェアユース)との関係
 - →取引費用が削減されるので、権利制限の論拠は一つ減る。が、権利制限にはそれ以外の論拠があるのでやはり必要

この提案の必須ポイント「未登録だと報酬請求権」

「未登録だと報酬請求権」が必須であること

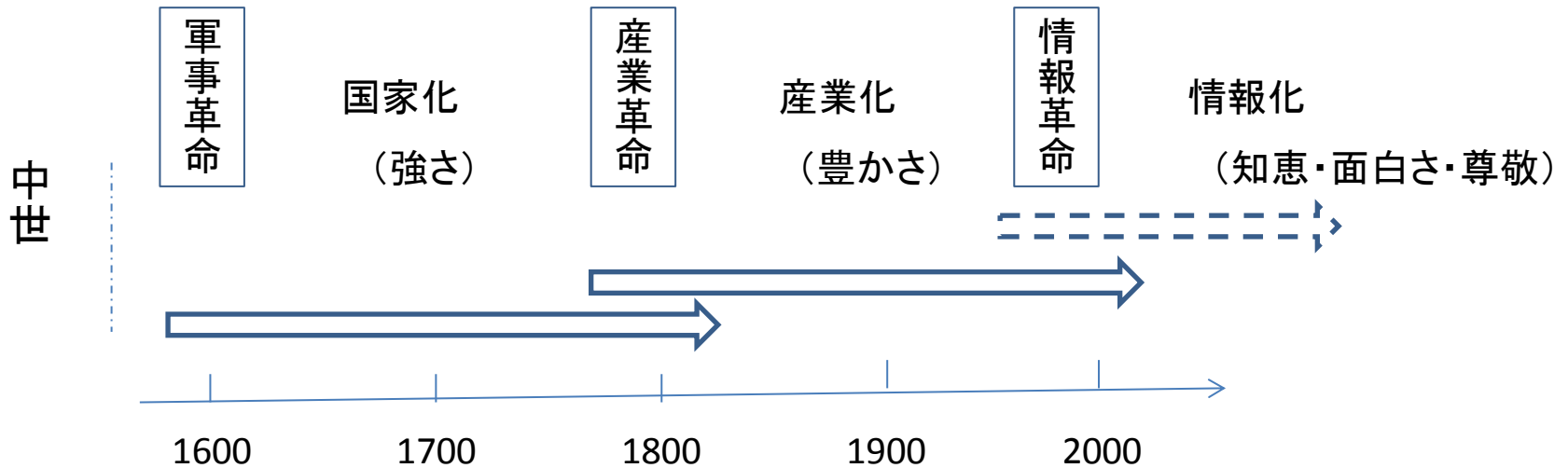
- 「未登録だと報酬請求権」を外して「登録制度(or取引所)」だけ導入したら?
 - →誰も登録しない。未登録で最強の許諾権が手に入るのになぜ登録?
 - 創造のサイクルと広告効果は先に述べた理由で誘因にならない。
 - 検索・決済がしやすくなるという利点は?
 - 商業作品はとってはあまり利点にならない。
 - アマチュア作品は非常に多くの人が登録すれば利用者が出てきて利点がある。が、数が少ないと小さなフリー素材サイトもどきになるだけ。やはり複数均衡問題がある(クリティカルマスを超えられない)



「未登録だと報酬請求権」を受け入れられるか？

- モラルとしてありうるのか？ →ありうる ~私有ではなく共有
 - 「人のモノを黙って使うな」 → 「人に喜ばれることをしよう」
- 著作権法の歴史は200年、デジタル化とネットワーク化は20年。
 - わずか20年の変化で200年の歴史を持つ著作権法を変えようというのか、あまつさえモラルまでという批判が出るかも
 - 長期の歴史的視点を提示する

近代化の歴史の中に著作権を位置付ける



- それぞれの時代に主要な力(軍事、産業、情報)があり、その特性を最大限に発揮した者が主導権を握る。
 - 軍事力の特性は強引に主権国家をつくりだせること。軍事力を思うがまま使った絶対王政(ルイ14世)が時代を主導。宗教権威を捨て切れなかった国は脱落。
 - 産業の特性は投資と技術革新による生産性の上昇。産業こそ国の仕事と言いつつアメリカが主導(Business of America is business)。領土的関心を捨て切れなかった帝国主義は破綻
- 情報の特性は？ 共有可能で、情報から情報が生まれる(創造のサイクルがある)こと。ならばその特性を最大限生かした国(企業?)が時代を主導する。
 - →情報は共有がデフォルト。理由がある時のみ排他権
 - 著作権のデフォルト変更は、このように世界史的な意義づけができる